

2015年7月17日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## 「高金利通貨コレクション」約款変更（確定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「高金利通貨コレクション」（以下、当ファンドといたします。）につきまして、主として投資対象とする投資信託証券を、ケイマン籍円建外国投資信託「アドバンスト・マルチカレンシーファンド クラスA」受益証券（以下、「既存投資対象ファンド」といいます。）からケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」受益証券（以下、「新規投資対象ファンド」といいます。）に入れ替えるという内容の約款変更を議案として提示し、受益者の皆様のご意向を伺うべく、賛否の意思表示の受付を行なってまいりました。

議決権行使受付期限である2015年7月8日までに弊社に到着したものについて集計を行ない、2015年7月15日に書面決議を行なった結果、当議案は可決され、**2015年7月17日付にて新規投資対象ファンドを追加し、2015年9月12日付にて既存投資対象ファンドを削除する約款変更を実施させていただくこととなりましたので、ここにお知らせ申し上げます。**

皆様からの日頃のご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

このたび実施される約款変更の内容は以下の通りとなります。

### ■投資対象ファンドの変更

#### ①新規投資対象ファンドを追加する約款変更

2015年7月17日付で、新規投資対象ファンドである「マルチカレンシーファンド クラスB」を追加いたしました。

⇒上記の約款変更後、投資対象ファンドの入れ替えを行ない、2015年8月末までには完了できる見込みです。入れ替え後は、実質的な投資対象国が「日本を除く経済協力開発機構（OECD）加盟国およびこれらに準ずる国」となります。

#### ②既存投資対象ファンドを削除する約款変更

2015年9月12日付で、既存投資対象ファンドである「アドバンスト・マルチカレンシーファンド クラスA」を削除いたします。

◎ご参考：投資対象ファンドの変更内容

<変更前>

ケイマン籍円建外国投資信託 アドバンスト・マルチカレンシーファンド クラスA 受益証券
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

<2015年7月17日以降>

ケイマン籍円建外国投資信託 マルチカレンシーファンド クラスB 受益証券
ケイマン籍円建外国投資信託 アドバンスト・マルチカレンシーファンド クラスA 受益証券
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

<2015年9月12日以降>

ケイマン籍円建外国投資信託 マルチカレンシーファンド クラスB 受益証券
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

以上

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

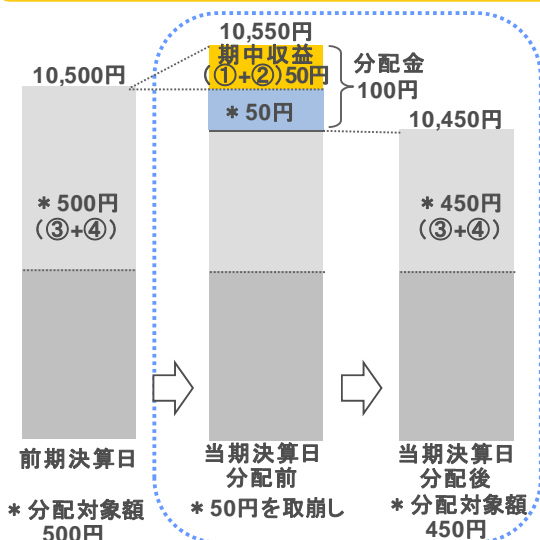
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



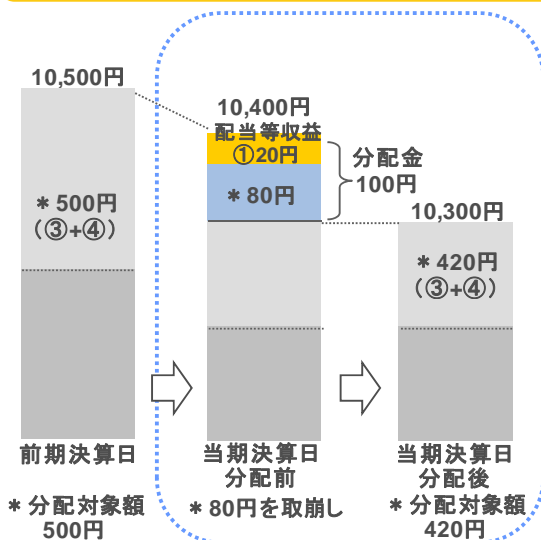
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合

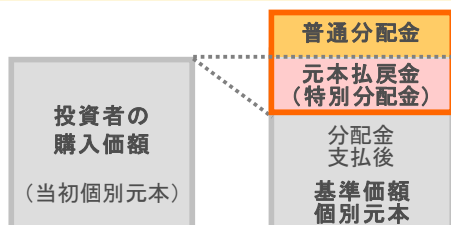


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

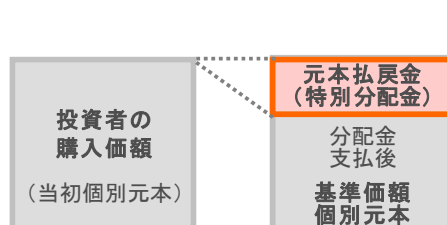
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

**普通分配金** : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
**元本払戻金 (特別分配金)** : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■お申込みに際しての留意事項①

## 「リスク情報」

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 【価格変動リスク】

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

## 【流動性リスク】

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

## 【信用リスク】

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

## 【為替変動リスク】

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

（次ページに続く）

## ■お申込みに際しての留意事項②

(前ページより続く)

## 【カントリー・リスク】

- 投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 「その他の留意事項」

- 当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。



## ■お申込メモ

- 商品分類 : 追加型投信／海外／債券
- ご購入単位 : 購入単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ご購入価額 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
- ご購入不可日 : 購入申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 信託期間 : 2018年12月12日まで（2008年3月31日設定）
- 決算日 : 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）
- 収益分配 : 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ご換金価額 : 換金請求受付日の翌営業日の基準価額
- ご換金不可日 : 換金請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ご換金代金のお支払い : 原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- 課税関係 : 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。  
※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。  
※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。  
※配当控除の適用はありません。  
※益金不算入制度は適用されません。

## ■委託会社、その他関係法人

- 委託会社 : 日興アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
日本証券業協会  
〔ホームページ〕 <http://www.nikkoam.com/>  
〔コールセンター〕 0120-25-1404  
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)
- 受託会社 : 野村信託銀行株式会社
- 販売会社 : 株式会社三重銀行  
登録金融機関 東海財務局長（登金）第11号  
加入協会：日本証券業協会

## ■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料：購入時手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率とします。

※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

《ご参考》

（金額指定で購入する場合）

購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。

（口数指定で購入する場合）

例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.24%（税込）で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。

購入金額＝（10,000円／1万口）×100万口＝100万円、

購入時手数料＝購入金額（100万円）×3.24%（税込）＝32,400円となり、

購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万2,400円をお支払いいただくこととなります。

換金手数料：ありません。

信託財産留保額：ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用>

信託報酬：純資産総額に対して、年率1.08%（税抜1.02%）程度を乗じて得た額が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.81%（税抜0.75%）、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.27%程度となります。

※この他に、投資対象とする「マルチカレンシーファンド クラスB」においては、固定報酬がかかります。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

その他費用：目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などについては、その都度、信託財産から支払われます。

※組入る有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。